

埼玉県ロボット実証フィールド等利用要綱

(趣 旨)

第1条 この規約は、旧狭山市立東中学校跡地（所在地：狭山市入間川字中向沢1227-1）を活用して運営する埼玉県ロボット実証フィールド及び道路・橋りょう等の県管理施設等（以下「実証フィールド等」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目 的)

第2条 本実証フィールド等の運営は、ロボット産業の育成のため、企業、大学又は公的研究機関等に対しロボットの実証試験等の場を提供することを目的とする。

(運 営)

第3条 実証フィールド等は、産業労働部産業拠点整備推進幹（以下「運営者」という。）が運営するものとする。

(利用日)

第4条 実証フィールド等の利用日は、次に掲げるものを除いた日とする。ただし、運営者が認めた場合はこの限りではない。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

2 前項の規定にかかわらず、運営者は臨時に利用の休止日や利用日を設定することができる。

(利用時間)

第5条 実証フィールド等の利用時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、運営者が認めた場合はこの限りではない。

(利用対象)

第6条 実証フィールド等の利用対象は、第2条の目的のために利用しようとする者に限るものとする。ただし、運営者が認めた場合はこの限りではない。

なお、次の各号のいずれかに該当する場合は利用できないものとする。

(1) 特定の政党若しくは公選による公職の候補者の支持又は反対のための利用、その他政治活動のための利用

(2) 特定の宗教の支持又は反対のための利用及び宗教活動のための利用

(3) 営利を目的とした利用

(4) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのある利用

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）及び暴力団関係者（暴力団の活動若しくは運営に積極的に協力し、又は関与する者その他の暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者をいう。）に該当する場合

(6) 埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39条）第19条の規定に違反する場合

(7) その他運営者が不適切と認めたとき

(利用申請)

第7条 実証フィールド等を利用しようとする者は、利用しようとする日の一週間前までに利用申請書（様式第1号）を運営者に提出するものとする。ただし、運営者が認めた場合にはこの限りではない。

(利用の通知)

第8条 運営者は、前条の規定により利用申請書を提出した者の利用を認めるとき、様式第2号により通知するものとする。

2 運営者は、前条の規定により利用申請書を提出した者の利用を認めないとき、様式第3号により通知するものとする。

(利用の中止)

第9条 前条第1項により利用を認められた者（以下「利用者」という。）は、利用を中止する場合には運営者に速やかに連絡するものとする。

2 運営者は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合又は運営者が必要と認めたときは、実証フィールド等の利用を中止させることができるものとする。

(1) 旧狭山市立東中学校跡地については狭山市において必要があるとき、若しくはそれらの運営上支障があると認められるとき

(2) 実証フィールド等及び周辺地域における秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあると認められるとき

(3) 実証フィールド等を損傷する、あるいは損傷したと認められるとき

(4) その他利用させることが実証フィールド等の運営上支障があると認められるとき
(変更行為)

第10条 利用者は、実証フィールド等で建物、校庭、構造物等の形状変更などを行う場合は、事前に変更届（様式第4号）により届け出、運営者の承諾を得るものとする。ただし、軽微な変更、その他運営者が認めた場合はこの限りではない。

(守秘義務)

第11条 利用者は、実証フィールド等の利用に当たり、他の利用者の実験等の撮影、知り得た情報の漏えいなど、他の利用者の権利・利益を害する行為を行ってはならない。ただし、他の利用者の承諾を得た場合はこの限りではない。

(協力)

第12条 利用者は、実証フィールド等において県等が実施するロボット関連の事業に対し、積極的に協力するものとする。また、地域住民等から要望等があった場合には誠実に対応するものとする。

(遵守事項)

第13条 利用者は、次に掲げる事項を守るものとする。

(1) 利用目的以外の目的に実証フィールド等の施設及び設備等を利用しないこと。

(2) 許可なく、実証フィールド等にポスター・看板・旗・懸垂幕その他これらに類するものを掲げ、若しくは貼り付け、文字等を書き、又はくぎ類を打たないこと。

(3) 許可なく、危険若しくは不潔な物品を持ち込まないこと。

(4) 許可なく、火気を使用し、又は特別の設備をしないこと。

(5) 許可なく、寄附金の募集、物品の販売等を行わないこと。

- (6) 騒音、怒声等を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (7) 使用に当たり事故等が発生した場合は、直ちに必要な措置を講ずるとともに、運営者にその概要を速やかに報告すること。
- (8) 運営者や係員の指示に従うこと。
- (その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、実証フィールド等の運営に必要な事項は運営者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年1月14日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年8月5日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年7月1日から施行する。

この要綱は、令和6年11月30日から施行する。

この要綱は、令和7年5月21日から施行する。

様式第 1 号（第 7 条関係）

埼玉県ロボット実証フィールド等利用申請書

年 月 日

（宛先）

埼玉県産業労働部産業拠点整備推進幹

〒

住 所

申請者 名 称

代表者名

実証フィールド等を利用したいので、埼玉県ロボット実証フィールド等利用要綱第 7 条の規定により以下のとおり申請します。

利 用 希 望 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日	
利 用 の 目 的 ・ 内 容		
利 用 希 望 場 所		
利用責任者所属・氏名 (届出者と同じ場合にはその旨を記入)		
利用責任者 連 絡 先	携帯電話	
	F A X	
	メール	
上記以外の利用者氏名		

様式第 2 号（第 8 条関係）

埼玉県ロボット実証フィールド等利用通知書

第 号
年 月 日

（申請者）

埼玉県産業労働部産業拠点整備推進幹

年 月 日付けで申請のあった件について、下記のとおり利用してください。

記

利 用 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
利 用 の 目 的 ・ 内 容	
利 用 場 所	
利用責任者所属・氏名	
利 用 上 の 注 意 等	

様式第3号（第8条関係）

埼玉県ロボット実証フィールド等に係る通知書

第 号
年 月 日

（申請者）

埼玉県産業労働部産業拠点整備推進幹

年 月 日付けで申請のあった実証フィールド等の利用について、下記の理由により認められないことを通知します。

記

（理 由）

様式第4号（第10条関係）

埼玉県ロボット実証フィールド等原状変更届

年 月 日

（宛先）

埼玉県産業労働部産業拠点整備推進幹

〒

住 所

届出者 名 称

代表者名

実証フィールド等において原状を変更したいので、埼玉県ロボット実証フィールド等
利用要綱第10条の規定により下記のとおり届け出ます。

記

1 実証内容

2 原状変更を行う箇所

3 原状変更を行う理由

4 変更期間